

入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

出産の際は、ご加入の医療保険者から出産育児一時金等（原則 50 万円）が支給されます。当院では、窓口でのお支払いは一時金の額をあらかじめ差し引いた額とし、当院が医療保険者に直接、一時金の請求を行う「直接支払制度」のご利用を原則としております。

退院時に出産費用の全額をいったんお支払いいただき、後からご自身で出産育児一時金等の申請を行っていただくよりも、窓口でのお支払い額を抑えることができます。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求します。手続きについて手数料はいただきません。

※ 家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費についても同様です。

- 退院時に当院にお支払いいただく費用から、一時金の額（原則 50 万円）を差し引きます。
- ・ 出産費用が一時金の額を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が一時金の額に収まった場合は、医療保険者からその差額の支給を受けることができます。

※ 当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。

- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3 割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの 3 割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

- この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額を退院時にいったん現金等でお支払いいただくことになります。

<妊婦の方へのお願い>

- ① 入院時にマイナ保険証又は資格確認書をご提示ください。また、入院後、加入する医療保険者等に変更があった場合には、速やかにマイナ保険証又は変更後の資格確認書をご提示ください。

※ マイナ保険証とは、健康保険証利用登録済みのマイナナンバーカードを指します。

※ 有効期間内の被保険者証を利用することも可能です。

※ 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書も併せて提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください。）。

- ② 妊婦健診等によって、出産時に帝王切開など高額な保険診療が見込まれるとわかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示下さい。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。

限度額適用認定証等をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ち下さい。

※ マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証等の提示は不要です。

~~~~~  
以上説明を受け、加入する医療保険者から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに 合意いたします。 ・ 合意いたしません。

令和 年 月 日  
被保険者（世帯主）氏名 出産予定者氏名